

別表第2(第3条関係)

騒音に係る指定施設

番号	施設名	規模又は能力
1	金属加工機械	
	ア 圧延機械	原動機の定格出力の合計が 15 キロワット以上のものに限る。
	イ ベンディングマシン	ロール式のものであつて、原動機の定格出力が 3.7 キロワット以上のものに限る。
	ウ 機械プレス	呼び加圧能力が 20 重量トン以上のものに限る。
	エ せん断機	原動機の定格出力が 1.5 キロワット以上のものに限る。
	オ 平削盤	
	カ 型削盤	
	キ 自動旋盤	
	ク フライス盤	
	ケ 高速切断機	
	コ 研摩機	
	サ 自動ヤスリ目立機	
2	空気圧縮及び送風機	原動機の定格出力が 2.2 キロワット以上のものに限る。
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい機、分級機及び石材引割機	原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。
4	繊維機械	
	ア 編組機	原動機を用いるものに限る。
	イ ねん糸機	原動機を用いるものに限る。
	ウ 打綿機及び混打綿機	原動機を用いるものに限る。
	エ 工業用動力マシン	同一事業所で 10 台以上設置されている場合に限る。
5	建設用資材製造機械	
	ア コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.3 立方メートル以上のものに限る。
	イ アスファルトプラント	混練機の混練重量が 150 キログラム以上のものに限る。
	ウ コンクリートブロック製造機	
	エ コンクリート柱管製造機	
6	穀物用製粉機及び食品加工用粉碎機	ロール式のものであつて、原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。
7	精穀機	原動機の定格出力が 3.7 キロワット以上のものに限る。
8	木材加工機械	
	ア チツパー	原動機の定格出力が 2.2 キロワット以上のものに限る。
	イ 帯のご盤	原動機の定格出力が 2.2 キロワット以上のものに限る。
	ウ 丸のご盤	原動機の定格出力が 2.2 キロワット以上のものに限る。
	エ かな盤	原動機の定格出力が 2.2 キロワット以上のものに限る。

9	合成樹脂用成型加工機械	
10	天井走行クレーン及び門型走行クレーン	原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。
11	冷凍機	原動機の定格出力が 5.2 キロワット以上のものに限る。
12	クーリングタワー	原動機の定格出力が 1.5 キロワット以上のものに限る。
13	直火炉	液体燃料を使用するものでバーナーの燃焼能力が1時間当たり 20 リットル以上のものに限る。
14	集じん装置	原動機の定格出力が 2.2 キロワット以上のものに限る。
15	自動洗びん機	
16	かくはん機及び混合機	原動機の定格出力が 2.2 キロワット以上のものに限る。
備考		
騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)第 3 条第 1 項の指定地域内に設置している同法第 2 条第 1 項に規定する特定施設は除く。		

別表第4(第3条・第4条関係)

ばい煙に係る指定施設及び規制基準

番号	A		B		
	指定施設		規制基準		
	施設名	規模又は能力	いおう酸化物	ばいじん	
区分				基準	
1	ボイラー(熱風ボイラーを含み熱源として電気又は廃熱のみを使用するもの及びいおう化合物の含有率が体積比で 0.1 パーセント以下を燃料として専焼させるものを除く。)	別に定めるところにより算定した伝熱面積が7平方メートル以上 10 平方メートル未満のもの 又は伝熱面積が7平方メートル未満のボイラーが2以上設置され、その伝熱面積の合計が 10 平方メートル以上のものに限る。	別に定める式により算出したいおう酸化物の量とする。	重油、その他の液体燃料又はガス専焼させるもの	0.3 グラム
2	廃棄物焼却炉	焼却能力1時間当たり 50 キログラム以上 150 キログラム未満のもの			0.7 グラム
備考					
1 伝熱面積の算定方法は、日本工業規格B8201 及びB8203 の伝熱面積の項で定めるところによる。					
2 ばいじんの排出基準は、温度が零度であつて、圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートル当たりの量とする。					
3 いおう酸化物の排出基準は、次式によるものとする。					
$q = K \times 10^{-3} \cdot He^2$					

この式においてq、K及びHeは、それぞれ次の値を表わすものとする。

q いおう酸化物の量(単位 温度零度、圧力1気圧の状態に換算した立方メートル毎時)

K 17.5

He 次に規定する方法により補正された排出口の高さ(単位 メートル)

$$He = Ho + 0.65 (Hm + Ht)$$

$$Hm = \frac{0.795 \sqrt{Q \cdot V}}{1 + \frac{258}{V}}$$

$$Ht = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot \left(2.30 \log_e J + \frac{1}{J} - 1 \right)$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} \left(1460 - 296 \times \frac{V}{T - 288} \right) + 1$$

これらの式においては、He、Ho、Q、V及びTは、それぞれ次の値を表わすものとする。

He 補正された排出口の高さ(単位 メートル)

Ho 排出口の実高さ(単位 メートル)

Q 温度 15 度における排出ガス量(単位 メートル毎秒)

V 排出ガスの排出速度(単位 メートル毎秒)

T 排出ガスの温度(単位 絶対温度)

上記の式によつて算出されるいおう酸化物の量は、日本工業規格(以下単に「規格」という。)KO103に定める方法によりいおう酸化物濃度を、規格Z8808に定める方法により排出ガス量をそれぞれ測定し、又はアイソープ法、規格K2273 若しくはK2547 に定める酸素法、規格K2541 に定める空気法若しくは規格K2263 に定めるポンペ法により燃料のいおう含有率を測定して、算定されるいおう酸化物の量として表示されたものとする。

4 ばいじん量の測定は次の方法による。

(1) 日本工業規格Z8808 に定める方法により測定される量として表示されたものとし、当該ばいじんの量には、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん(1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。)は含まれないものとする。

(2) ばいじんの量が著しく変動する施設にあつては、1工程の平均の量とする。

別表第5(第3条・第4条関係)

粉じんに係る指定施設及び構造基準

番号	A		B
	指定施設	規模又は能力	使用及び管理に関する基準
1	集じん装置	原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。	次の各号の一に該当すること。 1 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 粉じんが飛散しないような構造物を有すること。 3 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
2	鉱物(コークスを含む。)土石又はチツ	面積500平方メートル以上	次の各号の一に該当すること。 1 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に収納されていること。

	プの堆積場	1,000 平方メートル未満のものに限る。	<p>2 散水設備によつて散水が行われていること。</p> <p>3 防じんカバーでおおわれていること。</p> <p>4 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
3	ベルトコンベア及びバケツコンベア（鉱物、土石、セメントチツプ又は穀物の用に供するものに限り密閉式のものを除く。）	ベルトの幅 50 センチメートル以上 75 センチメートル未満であるか又はバケツの内容積が 0.01 立方メートル以上 0.03 立方メートル未満であるものに限る。	<p>次の各号の一に該当すること。</p> <p>1 粉じんが飛散しにくい構造物内に設置されていること。</p> <p>2 コンベアの積込部及び積降部にフード及び集じん機が設置され、並びにコンベアの積込部及び積降部以外の粉じんが飛散するおそれのある部分に第3号又は第4号の措置が講じられていること。</p> <p>3 散水設備によつて散水が行われていること。</p> <p>4 防じんカバーでおおわれていること。</p> <p>5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
4	打綿機及び混打綿機	原動機を用いるのに限る。	<p>次の各号の一に該当すること。</p> <p>1 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>2 集じん機が設置されていること。</p> <p>3 防じんカバーでおおわれていること。</p> <p>4 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
5	破碎機及び摩碎機（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のものを除く。）	原動機の定格出力が 37 キロワット以上 75 キロワット未満であること。	<p>次の各号の一に該当すること。</p> <p>1 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>2 フード及び集じん機が設置されていること。</p> <p>3 散水設備によつて散水が行われていること。</p> <p>4 防じんカバーでおおわれていること。</p> <p>5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>